第1章　計画の策定に当たって

１．計画策定の背景・目的

２１世紀において、環境面から人々の暮らしをとらえ、清らかな水、澄んだ空、豊かな大地、歴史ある町並みといった私たちを取り巻く様々な環境との調和を図りながら、活気ある「まち」をどう実現していくかが黒石市の課題であり、この課題の解決には、身近な自然や歴史的資源に恵まれたまちを維持、育成し、そこに暮らす市民や来訪者が津軽の豊かな環境の恵みを尊び、享受することが必要です。

私たちの生活を豊かで健康なものとするためには、環境問題の解決に向けあらゆる主体が協働し、生活の安全、安心、安定が実感できる良好な生活環境、自然環境を維持、創出することが重要です。

しかし、現在の私たちの社会活動は、多様化しているため、この社会活動に伴って発生する環境問題も同様に多様化し、簡単には問題の解決には至りません。

そのためには、環境問題の本質を明確にし、その解決のために社会システムや個人のライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会へと変革することが必要です。

よって、地域社会に密着している地方自治体では、これらの環境問題に対応するため、地域の実情にあった実行性の高い施策等の立案や推進により、環境への配慮を組み入れたまちづくりを実現させることが重要です。また、新たな社会活動を総合的に推進することが必要になります。そのためには、環境を軸とした総合的なまちづくりに向けて「第二次黒石市環境基本計画」を策定するものです。

そのために本計画では、黒石市における将来実現させる望ましい環境像をキャッチフレーズとしています。

■キャッチフレーズ

みんなで創る水と緑のあずましの里　くろいし

２．計画の性格

様々な環境問題が顕在化している中で、本市においても、すべての市民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境の調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域で適切に

対応していく必要があります。
　これまでの「黒石市環境基本計画」は、計画期間が平成22年度までとなっていることから、引き続き、新たな環境計画として「第二次黒石市環境基本計画」を策定するものです。
　この計画は本市の新しい環境保全施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画であり、行政のみならず、市民、事業者などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割などについて明らかにするものです。

３．対象とする環境の範囲

　黒石市環境基本計画が対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、歴史・文化的環境、地球環境とします。

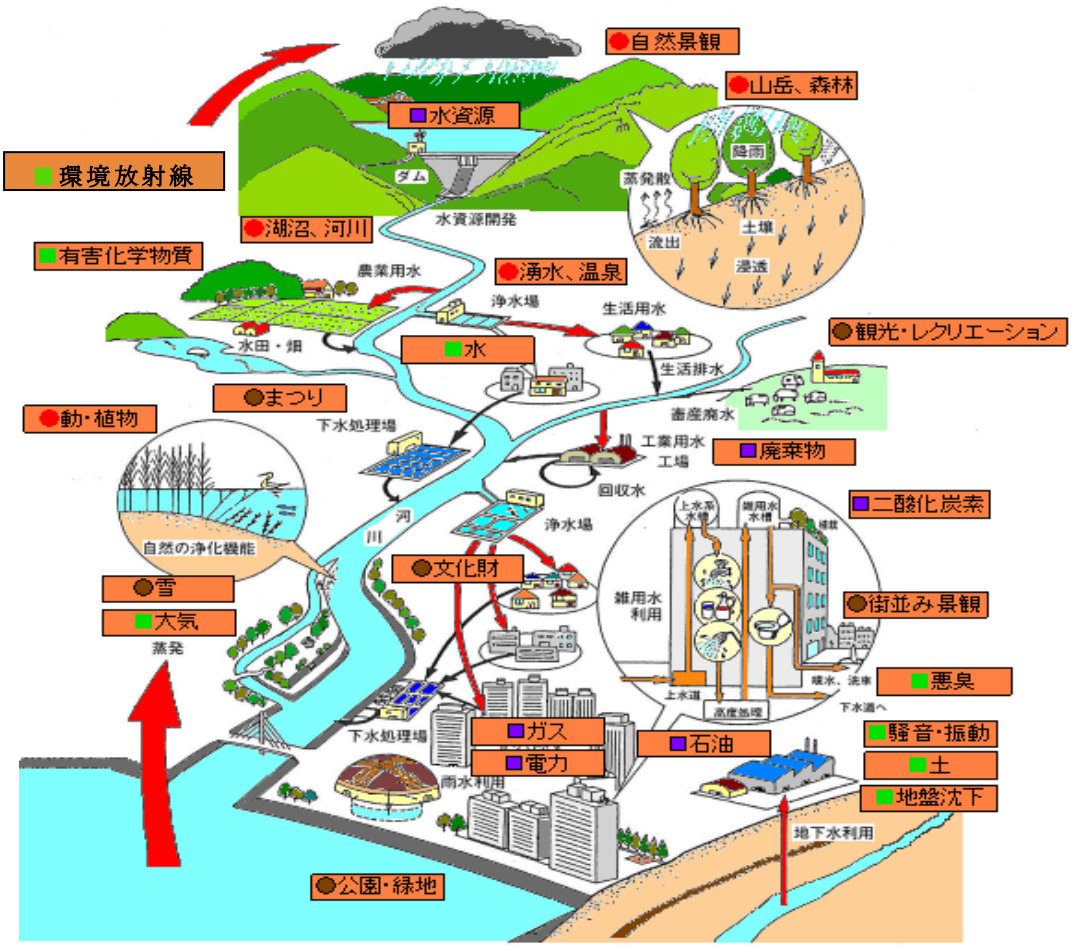

生活環境（■）	大気、水、土、騒音･振動、悪臭、地盤沈下、有害化学物質、環境放射線
自然環境（●）	動・植物、山岳、森林、湖沼、河川、湧水、温泉、自然景観
歴史･文化的環境（●）	公園・緑地、町並み景観、観光・レクリエーション、文化財、まつり（民俗芸能）、雪
地球環境（■）	廃棄物、水資源、電力、ガス、石油、二酸化炭素

４．計画における環境目標

黒石市の望ましい環境像を実現させるために、黒石市の「生活環境」、「自然環境」、「歴史･文化的環境」、「地球環境」での環境目標を提示し、各環境での保全、創出、共生の視点を示します。

■生活環境の保全→安心で快適な生活ができるよう「身近な生活環境」を守ります。

＜保全･創出･共生の視点＞

- **人間の基本的な権利である健康の保護**
  きれいな空気、水、土の安全を確保し、人が健康に暮らせる環境を維持します。
- **自然の音が聞こえる安らぎのある環境の創出**
  川や風の音、鳥や虫の音が心地よく聞こえる静寂な環境を確保します。
- **安全で潤いのある身近な生活環境の維持**
  悪臭や有害化学物質の影響がない快適で安全な生活環境を維持します。

■自然環境の保全と創出→「身近な水辺、森林に恵まれた環境」を守り、育てます。

＜保全･創出･共生の視点＞

- **動物の生息空間である身近な自然環境の保全**
  森林や河川、湖沼等の自然環境を保全します。
- **ビオトープ等の多様な自然環境の創出**
  生物の生息空間（ビオトープ）を創出し、子どもたちが身近な自然に直接触れられる場の提供を図ります。
- **地域固有の自然環境との共生**
  湧水や温泉の豊かで多様な水資源と身近な自然景観とともに暮らします。

■歴史･文化的環境の保全→｢歴史を知り、地域文化を育成する環境｣を育みます。

＜保全･創出･共生の視点＞

- **伝統ある黒石の歴史を感じさせる町並み、資源の保全**
  「こみせ」に代表される黒石市の伝統を保全し、次世代に伝えます。
- **社会基盤の充実による快適な生活環境の創出**
  新たな公園や観光資源により、快適な生活環境の創出を図ります。
- **地域固有のまつりの継承と雪との共生**
  昔から培ってきた津軽風土の暮らし方を大切にします。

■地球環境の保全と創出→｢資源が循環し、地球全体と将来世代を思いやる環境｣を創ります。

＜保全･創出･共生の視点＞

- **限りある資源の有効かつ効率的な利用**
  市民や事業者の意識を高め、エネルギー、水、物質の効率的利用を図ります。
- **環境への負荷の低減**
  二酸化炭素の排出量を減らし、吸収量を高めた環境への負荷が少ない生活様式にしていきます。
- **資源が循環する社会システムの構築**
  資源を効率的に使用し、できるだけ廃棄せず、循環させる社会システムを創ります。

５．計画の期間

平成２６年度から平成３０年度までとします。

６．計画の体系

環境基本計画で設定する施策は、第５次黒石市総合計画を継承するとともに、まちづくりのほかの関連計画とも連携するものです。さらに、環境基本計画の課題に照らし、独自の施策設定が必要な場合について、適宜設定します。

７．計画の構成

環境基本計画では、各課題に対し、その課題を解決すべく有効と考えられる施策を設定します。

表　施策の構成

施策の体系	施策の方向（課題）	現況把握後、整理された「課題」が施策の設定の方向性になります。「課題」を解決するために「施策」が存在しており、この２つは表裏一体をなすものです。
	実施事項	施策の方向（課題）に合わせ、課題解決のために実際に行う具体的な活動内容を示します。
	施策進捗指標	施策の進捗をはかるために着目する指標です。
	担当課	施策の実施には、関係する課が横断的な調整をとりながら進める必要があり、想定される課名を設定します。

８．役割分担

黒石市の豊かで潤いのある環境を保全し、さらに、効率的な物質及びエネルギー循環型の社会を創出していくには、関係機関との連携のもと、市民、事業者や市等の各主体がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもと、地域社会の中にパートナーシップ（協働）を形成し、日常的、継続的な取り組みを実施していく必要があります。

各主体の役割を次のように考えます。

＜市民＞

今日の環境問題は、生活様式の多様化に伴い、生活排水による水質の汚濁や自動車の排気ガスによる大気の汚染など、日常の生活圏で発生する公害が顕在化しています。こうした公害では、市民は、被害者であり、時には加害者にもなりうるといえます。

そのため、環境問題の解決には、市民が環境問題について理解と認識を深め、より環境への負荷の少ない生活様式へ転換する必要があります。また、事業者や市の責任のみにすることなく、市民一人ひとりが事業者や市との協働による環境保全施策の推進に主体的に参加、協力していくこととします。

＜事業者＞

事業者は、経済活動の維持、進展において大きな役割を担っており、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直していくためには、事業者が環境配慮に留意し、自らの能力を活用した積極的な環境の保全及び創造に関する取り組みが必要です。

そのため、事業者は産業振興と環境保全の両立を目指し、事業活動そのものを環境負荷低減型へ移行するよう積極的に取り組むことが求められます。また、市民や市との協働による環境保全施策の推進に主体的に参加、協力していくこととします。

＜市＞

市は、市民や事業者にとって、最も身近な地方自治体であり、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っています。

そのため、市は、自らの事務、事業における環境配慮に積極的に取り組むとともに、環境基本計画での施策の確実な推進及び進行管理を行います。また、市民や事業者との協働による環境保全施策の推進に必要となる仕組みづくり等の整備を行います。